

## 業務方法書細則（豆類事業）

（適用）

第1条 公益社団法人北海道農産基金協会（以下「協会」という。）の豆類価格安定対策事業に係る業務の実施は、定款及び業務方法書に定めるもののほか、この細則によるものとする。

2 この細則の制定及び変更は、理事会で行うものとする。

（事業の種類）

第2条 業務方法書第3条第3号に規定する豆類の価格安定に必要な措置（以下「価格安定措置」という。）は、業務方法書第4条に規定する対象豆類の価格の安定のために緊急に実施するものとし、その実施に関する事項については、実施要領を別に定めるものとする。

2 実施要領の制定に際しては、価格安定措置の内容等について審議するため、業務評価委員会の意見を求めるとともに、理事会の議決を要するものとする。

3 価格安定措置に要する費用の支弁は、豆類価格安定対策事業に係る予算の範囲内において行うものとする。

（対象豆類の品位）

第3条 業務方法書第4条第2項の規定による規格外品は、次の各号に該当するとき認めることができるものとする。

(1) 原則として気象災害によるものであること。

(2) 農産物規格規程による規格の2等品に準ずるもの（色流れ等）であること。

(3) 当該年産の前号規格の2等品の出回り予想数量が対象数量を下回る事が確実と推定されること、又は協会が特に必要と認めた場合であること。

（指定調整販売団体との基本契約）

第4条 業務方法書第5条第4項の規定により協会と指定調整販売団体（以下「指定団体」という。）との間で締結する基本契約については、次の事項について定めるものとする。

- (1) 価格差補てん事業及び保管事業の対象豆類、数量
  - (2) 価格差補てん事業及び保管事業の助成金の交付
  - (3) 契約の期間
  - (4) その他必要とする事項
- 2 基本契約は、当該豆年度の事業開始前に締結するものとする。
- なお、豆年度とは、10月1日から翌年9月30日までを期間とする年度をいい、当該豆年度の呼称は、当該期間の終わる月の属する暦年の呼称を冠して行う（以下同じ。）

(委託の販売)

第5条 業務方法書第6条の規定による販売の委託申し出及び委託数量の報告は、別紙様式第1号、第2号及び第3号によるものとする。

- 2 業務方法書第6条第5項の規定により別に定める期日は、次のとおりとする。

生産者	9月 10日
集荷団体	9月 15日
指定団体	9月 20日

(共同計算方式)

第6条 指定団体は、業務方法書第6条の規定により対象豆類の販売の委託をした生産者に対する販売代金の支払については、次に定めるところにより、共同計算を行うよう定めるものとする。

- (1) 共同計算の区域は、原則として指定団体の集荷区域とすること。
- (2) 共同計算の期間は、原則として年間1期とすること。
- (3) 受託したもののうち、当該豆年度に販売した数量は、すべて共同計算の対象とすること。
- (4) 共同計算は、当該豆年度に係るものと前豆年度の保管事業に係るものとを区分して行うこと。
- (5) 共同計算を行う場合には、あらかじめ次の事項について定めること。

- ア 建値場所
- イ 収入費目の内容及び区分
- ウ 控除費目の内容及び区分
- エ 販売代金の支払方法
- オ 精算の方法その他必要な事項

- 2 指定団体は、共同計算に係る経理を他の事業に関する経理と区分して明確に記録するものとする。

(調整販売計画の承認申請)

第7条 業務方法書第7条の規定による調整販売計画の承認の申請は、別紙様式第4号に次の関係書類を添付して正・副各1部を協会に提出するものとする。

関係書類

- (1) 第5条及び第6条に関し要綱等を定めている場合にあっては、その要綱等
- (2) 対象豆類の生産、需給等に関する資料
- (3) 委託販売申込集計表
- (4) その他協会が必要と認めて指定する書類

(調整販売計画変更承認の申請)

第8条 業務方法書第7条第5項の規定による調整販売計画の重要な変更は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 調整販売計画が当該豆年度内に完了する見込みがたたないとき。
- (2) 調整販売数量の総量について、2割以上の増減の変更をしようとするとき。
- (3) 調整販売計画が著しく不適當になったとき。

- 2 指定団体は、業務方法書第7条第5項の規定により重要な変更をしようとするときは、変更しようとする事業及び変更の理由を記載した申請書を提出し、承認を得て、当該調整販売計画を変更するものとする。

(調整販売の実施)

第9条 業務方法書第8条第6項の規定による毎月の状況報告は、別紙様式第5号に流通経費一覧表を添付して翌月25日までに協会に提出するものとする。

- 2 業務方法書第8条第8項の実績報告は、別紙様式第6号に流通経費一覧表を添付し、当該豆年度終了後30日以内に協会に提出しなければならない。

(対象数量)

第10条 業務方法書第9条第1項の規定による、別に定める期日は、毎年10月25日までとする。

- 2 業務方法書第9条第2項の規定による別に定める方式は、次の計算式によ

り算定された数量のうち、いずれか少ない数量を基準として定めるものとする。

ただし、調整販売計画数量を上回る場合は、その数量とするものとする。

$$\text{対象数量} = \frac{\text{価格差補てん助成金予算額}}{\text{補てん基準価格} - \text{最低基準価格}} \quad \text{又は}$$

対象数量 = (適正作付面積 × 10aあたり平均収量) × 平均共計参加率 × 平均2等品率  
当該豆年度に保管事業を実施する場合は、その事業効果を参しゃくし、対象数量を定めるものとする。

\*「10aあたり平均収量」とは、過去7か年の実績値のうち、最高、最低を除いた5か年の平均値をいう。

(補てん基準価格)

第11条 業務方法書第10条第3項の規定による基本価格は、次の式により算出された価格を基準として定めるものとする。

ただし、需給事情に著しい不均衡を生ずる場合において、必要があるときは、次の第2式により算定することができるものとする。なお、北海金時、大正白金時、白金時及び福白金時については、それぞれ関連する対象豆類との格差によって算定することができるものとする。

$$P_1 = P_0 \frac{I_1}{I_0} \left\{ 1 + \left( \frac{Q_1 - Q_0}{Q_0} \right) r \right\}$$

$$\text{第2式} \quad P_1 = P_0 \frac{I_1}{I_0}$$

$P_1$  : 求める価格

$P_0$  : 基準期間(価格決定年の前7か年間)の産地平均価格のうち最高、最低の価格の年を除く5か年の平均価格

$\frac{I_1}{I_0}$  : 基準期間に対する価格決定年(4~8月)の協会の定める数値

$Q_0$  : 当豆年度の対象豆類の推定需要量

$Q_1$  : 当豆年度の対象豆類の推定供給量

$r$  : 価格の供給弾性値に基づき協会の定める数値

(平均販売価格)

第12条 業務方法書第12条第2項の平均販売価格は、各年産の対象豆類につき、指定団体が、業務方法書第7条の規定により承認を受けた調整販売計画に定められた販売期間内に販売した当該対象豆類の総販売金額から、その販売に

係る金利、保管料その他諸掛等の流通経費に相当する金額を控除した金額を基準として、次の式により算定するものとする。

$$\text{平均販売価格} = \frac{\text{総販売金額} - (\text{金利} + \text{保管料} + \text{運賃} + \text{諸掛} + \text{手数料})}{\text{販売数量}}$$

- 2 前豆年度に係る保管事業対象豆類の販売価格が当該年産の販売価格を下回った場合は、当該年産の販売価格で販売されたものとみなして総販売金額を算出する。
- 3 前豆年度に係る保管事業対象豆類の金利及び保管料については、業務方法書第17条第2項に規定する保管期間分を除いて算出する。

(平均販売価格算定のための流通経費)

第13条 第12条の規定により控除される流通経費は、次のとおりとする。

(1) 金 利

流通経費に算入する金利は、指定団体が業務方法書第9条の規定により通知を受けた対象数量について支払った概算金(仮渡金)の金利について、次により算出された金額とする。

ア 概 算 金

金利の基礎となる概算金の額は、補てん基準価格の額の100分の80に相当する額の範囲内で指定団体が生産者に支払った額とする。

イ 金利総額の算出

金利総額の算出は、アの概算金支払積数に系統機関より借り入れをした当該借入金の利率を乗じた金額とする。

ウ 金利積算の期間

金利積算の期間は、原則として当該豆年度内の期間とし、始期はアの概算金を支払った日とし、終期は借入金の返済日とする。

エ 書類の整備

流通経費に算入する金利については、対象豆類の品目ごとに次の書類が整備されていなければならない。

(ア) 概算金の日別集荷団体別の数量及び概算金額

(イ) 概算金積数について算出基礎が明確となっている概算金残高表

オ 販売代金の滞留により生ずる金利

指定団体が販売代金を仮配分金等に充当するまでに滞留している日数があり、そのため金利が生じた場合は、収入金額として算入する。

(2) 保 管 料

ア 寄託申込価格

業務方法書第10条第3項の規定による補てん基準価格の額の範囲内で申込みをした価格とする。

イ 保管料支払場所

保管料の支払対象となる保管場所は、次のとおりとする。

(7) 産地の農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく保管事業を行うための倉庫

(1) 産地の倉庫業法に基づく倉庫

ウ 保管料率

(7) イの (7)にあっては、指定団体が調整販売計画の承認申請書に記載し、協会が承認した保管料率による。

(1) イの (1)にあっては、普通倉庫保管料の豆類その他の保管料率による。

エ 保管期間

保管期間は、原則として当該豆年度内の期間とし、

(7) 始期は、生産者から受託した対象豆類が入庫した日の属する期

(1) 終期は、受渡期間内に受渡した場合は出庫した日又は引渡した日の属する期とする。ただし受渡期限後に受渡した場合にあっては、受渡期限の日の属する期とする。

(3) 運賃・諸掛

第12条の規定による諸掛は、横持運賃、出庫料、集貨料、貨車積込扱料及び貨物引換証料並びに保険料とする。

(4) 手 数 料

別に定めるところによる。

2 そ の 他

(1) 指定団体は、流通経費の各項目ごとに取りまとめ、業務方法書第15条の規定による助成金交付実績報告書を協会に提出するときにあわせて報告するものとする。

(2) 指定団体は、(1)による報告のほか、流通経費の各項目について明細を整備しておかなければならない。

(3) 集荷団体は、流通経費の各項目についてそれぞれの明細を帳簿等に整備しておくものとする。

(価格差補てん助成金の交付申請)

第14条 業務方法書第13条の規定による価格差補てん助成金の交付申請は、別紙様式第7号に次の関係書類を添付して正・副各1部を協会に提出するものとする。

関係書類

- (1) 調整販売実績明細書
- (2) その他協会が必要と認めて指定した書類

(価格差補てん助成金交付実績報告)

第15条 業務方法書第15条の規定による価格差補てん助成金交付実績報告は、別紙様式第8号に次の関係書類を添付して正・副各1部を協会に提出するものとする。

関係書類

- (1) 共同計算精算書及び集荷団体別精算明細書
- (2) その他協会が必要と認め指定した書類

(保管計画の承認)

第16条 業務方法書第16条の規定による保管事業計画の承認の申請は、別紙様式第9号に次の関係書類を添付して正・副各1部を協会に提出するものとする。

関係書類

- (1) 赤系金時需給推算
- (2) 赤系金時保管計画明細

(保管事業の実施)

第17条 業務方法書第17条第3項の規定による指定倉庫の申請は、別紙様式第10号によるものとする。

- 2 業務方法書第17条第4項の規定による報告は別紙様式第11号によるものとする。

(保管事業助成金の交付申請)

第18条 業務方法書第19条に規定する助成金交付申請は、別紙様式第12号に次の関係書類を添付して正・副各1部を協会に提出するものとする。

関係書類

保管助成金一覧表等

(保管事業助成金交付実績報告書の提出)

第19条 業務方法書第21条の規定による保管助成金交付実績報告は、別紙様式第13号に次の関係書類を添付して、正・副各1部を協会に提出するものとする。

関係書類

- (1) 概算金金利集計表
- (2) 保管料計算書

#### 附 則

この業務方法書細則は、令和2年10月21日から施行し、令和2年産から適用する。



別紙様式第1号（生産者）

年産対象豆類共同計算委託販売申込書

年 月 日

集荷団体長 様

住 所

氏 名 ⑩

公益社団法人北海道農産基金協会の業務方法書（豆類事業）第6条第1項の規定に基づき、年産対象豆類の販売を下記のとおり貴組合に委託します。

記

（単位：a. 俵）

区分 対象豆類	生産目標面積	作付予定面積	10a当たり収量	生産予定数量	委託数量
合 計					

注 各様式の日付け、期日、年度、年産等については、元号を用いて記載すること。

別紙様式第2号（集荷団体）

年産対象豆類共同計算委託販売申込書

年 月 日

指定調整販売団体

様

集荷団体名 ㊟

公益社団法人北海道農産基金協会業務方法書（豆類事業）第6条第2項の規定に基づき、  
年産対象豆類の販売を下記のとおり貴会に委託します。

記

委託数量 表(60kg)

(単位：戸・10a. 俵)

区分 対象豆類	販売委託農家戸数	生産目標面積	作付予定面積	生産予定数量	販売委託申込数量
合計					

※ 生産者からの申込書の写しを添付

別紙様式第3号

年産対象豆類共同計算委託販売受託報告書

年 月 日

公益社団法人北海道農産基金協会  
理事長 様

指定調整販売団体

印

貴協会業務方法書（豆類事業）第6条第4項の規定に基づき、年産対象豆類  
の販売の受託数量を下記のとおり報告します。

記

受託数量 表(60kg)

(単位：戸・10a. 俵)

区分 対象豆類	販売委託農家戸数	生産目標面積	作付予定面積	生産予定数量	販売委託申込数量
合計					

※ 集荷団体の申込書の写しを添付

別紙様式第4号

豆年度対象豆類調整販売計画承認申請書

年 月 日

公益社団法人北海道農産基金協会

理事長 様

指定調整販売団体

㊞

貴協会業務方法書（豆類事業）第7条の規定に基づき、豆年度対象豆類の調整販売計画を下記のとおり定めたいので承認願います。

記

1 販売計画期間 年 月 日～ 年 月 日

2 数 量

(1) 総 括

(単位：俵)

対象豆類 区分							合 計
当 該 年 産							
前豆年度保管							
計							

(2) 集荷団体別受託数量

(単位：俵)

対象豆類 集荷団体名							合 計
	当該年産	前豆年度保管	計	当該年産			
合 計							

3 集荷・保管・販売方法及び月別販売計画数量

(1) 集荷・保管及び販売方法

(2) 月別販売計画数量

(単位：俵)

区分 対象豆類	受託数量	調整販売計画					
		合計	10月	11月	12月	10～12 月小計	7～9 月小計
合計							

4 保管料率

(1) 従価率

(2) 従量率

※ 考え方

5 所要資金の額及び調達方法

(1) 所要資金

(2) 所要資金調達方法

6 助成金の交付方法

別紙様式第5号

豆年度対象豆類 月分調整販売状況報告書

年 月 日

公益社団法人北海道農産基金協会

理事長 様

指定調整販売団体

印

貴協会業務方法書（豆類事業）第8条第6項の規定に基づき、豆年度対象豆類の 月分の集荷及び販売の状況を下記のとおり報告します。

記

1 報告期間内の入出庫数量

(単位：俵)

項目 対象豆類	前期末 残高	当 月 前 期				期 末 残 高	当 月 後 期				当期末 残 高	備 考
		入 庫		出 庫			入 庫		出 庫			
		前期計	累 計	前期計	累 計		後期計	累 計	後期計	累 計		
合計												

2 報告期間内の販売数量

(1) 当該年産

(単位：俵、円)

項目 対象豆類	受託 数量 A	年間販売 計画数量 B	前月末までの販売		当月販売 計画数量 C	当月販売実績			当月末の販売		販売進度			備考
			数量累計	金額累計		数量 D	金額	平均単価	累計数量 E	累計金額	D/C %	E/B %	E/A %	
合計														

(2) 前豆年度保管

(単位：俵、円)

項目 対象豆類	受託 数量 A	年間販売 計画数量 B	前月末までの販売		当月販売 計画数量 C	当月販売実績			当月末の販売		販売進度			備考
			数量累計	金額累計		数量 D	金額	平均単価	累計数量 E	累計金額	D/C %	E/B %	E/A %	
合計														

添付書類 豆年度 月分対象豆類流通経費一覧表

添付書類

豆年度 月分対象豆類（ ）流通経費一覧表

項目	支払対象 数 量	金 額	累計金額	60kg当たり 価 格	備 考
保 管 料	俵	千円	千円	円	
概算金金利					
運 賃					
出 庫 料					
手 数 料					
計					

注1：（ ）には対象豆類を記入し、対象豆類ごとに別用とすること。

2：支払対象数量は、実数を記入すること。

ただし、毎月分の保管料については、積数を記入すること。



別紙様式第6号

豆年度対象豆類調整販売実績報告書

年 月 日

公益社団法人北海道農産基金協会  
理事長 様

指定調整販売団体

⑩

貴協会業務方法書（豆類事業）第8条第8項の規定に基づき、  
年度対象豆類の調整販売実績を別紙のとおり報告します。 豆

別 紙

豆年度調整販売実績報告書

(1) 月別販売数量

(単位：俵)

区分 対象豆類	項 目	調 整 販 売 実 績						
		合 計	10月	11月	12月	10~12 月小計		7~9 月小計
	販売計画							
	販売実績							
	出荷実績							
合 計								

(2) 共同計算実績

(単位：俵、円)

対象豆類							合 計
項 目							
共同計算対象数量							
受 入 金	販売代金						
	受入金利						
	計						
支 払 金	運 賃						
	諸 掛						
	保 管 料						
	支払金利						
	手 数 料						
	計						
精 算 額	総 額						
	1俵当たり						
精算金支払年月日							

別紙様式第7号

豆年度対象豆類価格差補てん助成金交付申請書

年 月 日

公益社団法人北海道農産基金協会  
理事長 様

指定調整販売団体

印

貴協会業務方法書（豆類事業）第13条の規定に基づき、豆年度  
対象豆類の価格差補てん助成金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 交付申請金額 金 円

(交付申請金額内訳)

(単位：円、俵)

対象豆類 項目								合計
ア 補てん基準価格								
イ 平均販売価格								
ウ 交付金単価 (ア-イ)								
エ 交付対象数量								
オ 交付金額								

## 2 集荷団体別交付金交付計画

(単位：円、俵)

集荷 団体名	対象豆類						合計
	区分	交付金単価					
	数量						
	交付金額						
合計							

## 3 交付完了予定年月日

添付書類 対象豆類調整販売実績明細書  
(様式は別紙様式第6号に準ずること。)

別紙様式第8号

豆年度対象豆類価格差補てん助成金交付実績報告書

年 月 日

公益社団法人北海道農産基金協会

理事長 様

指定調整販売団体

印

貴協会業務方法書（豆類事業）第15条の規定に基づき、豆年度対象豆類の価格差補てん助成金の交付実績を下記のとおり報告します。

記

1 価格差補てん助成金交付額 金 円

2 交付年月日 年 月 日

3 交付内訳

別添集荷団体別交付明細書のとおり。

（様式は別紙様式第7号の2に準ずること。）

別紙様式第9号

年産赤系金時の保管計画承認申請書

年 月 日

公益社団法人北海道農産基金協会

理事長 様

指定調整販売団体

印

貴協会業務方法書（豆類事業）第16条の規定に基づき、下記のとおり保管を実施致したく承認願います。

記

(単位：俵)

区分 対象豆類	受託数量		備考
		うち保管数量	
計			

添付書類 赤系金時需給推算  
赤系金時保管計画明細

添付書類

豆年度赤系金時需給推算

(単位：俵、ha、%)

区分 対象豆類	旧穀繰越	新穀供給見込						供給量計	消費見込	過不足
		作付面積	10a当たり収量	生産量	商品化率	商品化数	うち受託数量			
計										

添付書類

年産赤系金時保管計画明細

指定調整販売団体 \_\_\_\_\_ 支所

項目 集荷団体名	受託数量		保管倉庫名
		うち保管数量	
計			

別紙様式第10号

年産赤系金時保管倉庫指定申請書

年 月 日

公益社団法人北海道農産基金協会

理事長 様

(指定調整販売団体経由)

集荷団体名

⑩

貴協会業務方法書（豆類事業）第17条第3項の規定に基づき、下記の倉庫を赤系金時の保管の指定倉庫として申請します。

なお、当該倉庫は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく保管事業を行うための倉庫（又は倉庫業法に基づく営業倉庫）であり、保管については、善良なる保管の責に任じ、事故防止等保管管理に必要な一切の措置に万全を期します。

記

場所 倉庫	所在地	
	市 町 村	番地
保管倉庫	名称	
	面積	
	構造	
	保管可能数量	



別紙様式第 1 1 号

年産赤系金時保管実施(変更)報告書

年 月 日

公益社団法人北海道農産基金協会  
理事長 様

指定調整販売団体

㊞

貴協会業務方法書（豆類事業）第 1 7 条第 4 項の規定に基づき、別紙のと  
おり報告します。

添付書類 保管期間内の入出庫報告書

添付書類

保管期間内の入出庫報告書

年 月分

(単位：俵)

項目 対象豆類	前月末 残高	当 月 前 期				期 末 残高	当 月 後 期				当 月 末 残高	保 管 倉 庫 名
		入 庫		出 庫			入 庫		出 庫			
		前 期 計	累 計	前 期 計	累 計		後 期 計	累 計	後 期 計	累 計		
計												

注：品種及び品位については、対象豆類の欄に記載すること。

別紙様式第 1 2 号

年産赤系金時保管助成金交付申請書

年 月 日

公益社団法人北海道農産基金協会  
理事長 様

指定調整販売団体

㊟

貴協会業務方法書（豆類事業）第 1 9 条の規定に基づき、赤系金時の保管助成金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

添付書類 保管助成金一覧表等

保管助成金一覧表

(単位:俵・円)

対象豆類 集荷団体名										計			
	保管数量	金利	保管料	計	保管数量	金利	保管料	計		保管数量	金利	保管料	計
合 計													

別紙様式第13号

年産赤系金時保管助成金交付実績報告書

年 月 日

公益社団法人北海道農産基金協会  
理事長 様

指定調整販売団体

㊞

貴協会業務方法書（豆類事業）第21条の規定に基づき、年産赤系金  
時保管助成金の交付実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 保管助成金交付額 金 円
- 2 交付年月日 年 月 日
- 3 交付内訳

別添集荷団体別交付明細書のとおり  
(様式は別紙様式第12号の添付書類に準ずること。)